

In transition

IFRS 第 17 号の適用に関する最新情報

2019 年 4 月 10 日
No. 2019-05

IASB は、発効日の 1 年の延期を含む IFRS 第 17 号「保険契約」を修正する公開草案の作成に同意する

国際会計基準審議会は、これまでに提案された修正の全体について議論し、基準に対するいくつかの追加的な明確化を取り扱った。

要約

国際会計基準審議会 (IASB) は、2019 年 4 月 9 日の会議において、一連の修正案が、財務諸表の利用者にとって有用な情報の著しい喪失を回避し、既に進行中の導入プロセスを不当に混乱させたり、国際財務報告基準 (IFRS) 第 17 号「保険契約」(IFRS 第 17 号) の発効日を不当に遅延させたりしないという、2018 年 10 月に IASB が合意した修正の評価規準を満たしていることに合意した。したがって、IASB は、スタッフに対し、IFRS 第 17 号を修正する公開草案の公表のための投票プロセスの開始を承認した。IASB はまた、提案された IFRS 第 17 号の発効日および IFRS 第 9 号「金融商品」の一時的な免除の 1 年の延期を再確認した。現時点で、公開草案の提案に反対する予定があると述べた IASB メンバーはいなかった。

IASB はまた、修正の発効日を改定後の発効日と同日とする取扱いに合意し、また、基準の文言に IASB の審議による決定を確実に反映させるために、基準を明確化する修正を提案した。IASB はまた、利害関係者による追加的な懸念について検討したが、基準の修正は必要ないと決定した。

IFRS 第 17 号に関する修正案の公開草案は、2019 年 6 月末に公表される予定である。

この「In transition」における見解は、2019 年 4 月 9 日の会議からの我々の所見に基づいており、IASB が後日「IASB Update」で公表する会議の正式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

背景

1. IFRS 第 17 号の公表に関連して、IASB は、ワーキング・グループである、移行リソース・グループを設置し、利害関係者が新基準の適用に関して提起された疑問点について議論を行うための公的なフォーラムを提供した。移行リソース・グループの目的は、IFRS 第 17 号の適用上の疑問点に関する利害関係者へのサポートおよび IASB への情報提供を行うための公的な議論の促進にある。

2. 基準公表以来、IASBスタッフは、IFRS第17号の適用を補助するため、利害関係者との様々な活動にも取り組んできた。10月24日のIASB会議において、IASBは、スタッフが作成した適用上の課題と懸念のリストに基づく、IFRS第17号に対する潜在的な修正の検討に合意した。IASBは、この評価規準は、変更に対する高いハードルを設定しており、提案された修正は、発効日の著しい遅延を避けるために、狭い範囲にとどめ、早急に検討する必要があると指摘した。

3. 2018年10月から2019年3月にかけて、報告された懸念と適用上の課題について、潜在的な修正の評価規準に照らして、個別に評価を行った。スタッフは、この評価の中で、スタッフとIASBの双方が、懸念と適用上の課題に対処するための潜在的なアプローチを検討したと指摘した。その結果、年次改善として分類されるいくつかの明確化のための修正に加えて、IFRS第17号の12領域において狭い範囲の修正案が提示された。前者の修正は、基準の文言を明確にする、あるいは、基準の中の既存の要求事項の間の比較的軽微な意図せざる結果、見落とし、または矛盾を修正するという軽微な変更である。

4月のIASB会議で議論された項目

4. IASBは、2019年4月のIASB会議において、IFRS第17号への修正案および発効日の修正により予想される影響を考慮したIASBの合意済みの評価規準に照らし、2018年10月から2019年3月までの期間に提案された修正を、全体として評価した。IASBはまた、年次改善に分類される7つの明確化の提案に同意した。2019年4月の会議のアジェンダ・ペーパーおよびIASBによる決定事項の概要は以下のとおりである。

| スタッフ・ペーパー | 説明 | IASBの決定 |
|---|--|--|
| 02A-IFRS第17号の修正の概要 | 修正の規準に対する修正案全体の検討と評価および修正案の影響の分析 | 説明資料のため該当なし。 |
| 02B-デュー・プロセスと投票の承認 | IFRS第17号の強制発効日（およびIFRS第9号の延期）を2022年1月1日以降に開始する期間に1年延期する旨の暫定決定を確認するようIASBに求め、公開草案に関する投票プロセスの開始をスタッフに承認するようIASBに求める。 | すべてのIASBメンバーが同意し、反対する予定はない。 |
| 02C-その他の論点 | 修正案の発効日をIFRS第17号の改訂された発効日と同じとするスタッフ提案およびIFRS第17号に関する利害関係者の追加的な懸念の検討 | IASBは、修正の発効日についての提案に同意し、さらなる修正を提案しないと同意した。 |
| 02D-年次改善 | 基準の文言の明確化、または、既存の要求事項の間の、比較的軽微な意図せざる結果、見落とし、または矛盾の修正を行う、IFRS第17号の限定的な変更の検討。 | IASBは、スタッフ提案に同意した。 |
| 02E-アジェンダ・ペーパー2D 年次改善の補足-4月の移行リソース・グループ会議からのフィードバック | アジェンダ・ペーパー2Dで議論された年次改善に含まれている、投資要素の定義、非金融リスクに係るリスク調整の変化の分解、基礎となる項目の価値の変化の取扱いに関する、4月の移行リソース・グループからのフィードバック | 説明資料のため該当なし。 |

修正案全体の検討および評価ならびに投票の承認

5. すべてのIASBメンバーは、IFRS第17号の修正案の公開草案に関する投票プロセスの開始をスタッフに承認することに同意した。スタッフが作成した、IASBが2018年10月に合意した規準に照らした分析について、コメントしたIASBメンバーはいなかった。すなわち、修正は、本来であれば財務諸表の利用者に対して提供されたであろう情報と比較して有用な情報を著しく喪失させたり、すでに進行中の適用プロセスを不当に混乱させたり、IFRS第17号の発効日を不当に遅延させるおそれを生じさせたりはしない。IASBメンバーは、修正案に対するスタッフによる分析についてコメントしなかった。本文書の末尾に、修正の概要が記載されている。

6. IASBは、IFRS第17号の強制発効日およびIFRS第9号「金融商品」(IFRS第9号)の適用に係る一時的免除の期限を1年延期し2022年1月1日以後に開始する期間とする、2018年11月の暫定決定について確認した。IASBは、通常、発効日は、潜在的な修正を評価した後に検討されると認識していた。しかし、企業の計画策定を支援する明確な方向性を示すために、1年延期の提案が事前に議論された。

7. 現時点で、公開草案の提案に反対する意図を有するIASBメンバーはいなかった。

その他の論点への対応

8. IASBスタッフは、今回の会議において、5つのその他の論点を特定した。その他の論点とは、IASBまたは解釈指針委員会における公開会議での議論により解決する必要がある、文書の投票プロセスにおいて特定された技術的な問題である。彼らは、追加的なその他の論点が5月のIASB会議で提起されることになるだろうと述べた。

9. すべてのIASBメンバーは、修正案の発効日をIFRS第17号の発効日と同日とする提案に同意した。すなわち、企業は、IFRS第17号と同時に、すべての修正案を適用するよう要求されるであろう。また、IFRS第17号の早期適用を選択した企業は、修正後の基準の採用を要求されるであろう。あるIASBメンバーは、このアプローチは、改訂が最終化された時点で、改訂前のIFRS第9号の採用を認めないとしたIFRS第9号プロジェクトにおける取扱いと同様であるとコメントした。企業が修正の最終化以前にIFRS第17号を早期適用した場合、当該企業は比較情報の再表示を要求されるかどうかについてのIASBメンバーからの質問に対し、スタッフは、そのような事象が生じた際に検討するが、そのような事象の発生の可能性は低いと考えていると答えた。

10. すべてのIASBメンバーは、会議で取り上げられた他の4つのその他の論点について、さらなる修正を提案しないことに同意した。あるIASBメンバーは、追加的なオプション性を基準に導入するようなさらなる修正は、非常に高いハードルを充足する必要があると指摘した。これらのその他の論点においてIASBが検討した利害関係者の懸念は、以下のように要約される。

- 企業が、一般モデルにおいて、保険金融収益または費用を純損益とその他の包括利益に分解するオプションを適用し、金融リスクを軽減するためにデリバティブを使用している場合に生じる会計上のミスマッチ。スタッフは、これはその他の包括利益を使用する選択をした場合にのみ発生するものであり、このようなミスマッチを軽減するために他の選択が使用可能であると指摘した。
- 企業が、変動手数料アプローチにおいて、保険金融収益または費用を純損益とその他の包括利益に分解するオプションを適用し、リスク軽減オプションを適用する場合に生じる会計上のミスマッチ。スタッフは、上記の懸念と同様に、これはその他の包括利益を使用する選択をした場合にのみ発生するものであり、このようなミスマッチを軽減するために他の選択が使用可能であると指摘した。加えて、企業は、変動手数料アプローチにおいて、このミスマッチを軽減できるより多くのオプションを有している。
- 一部の利害関係者は、特に再保険およびブローカーに関する取決めにおいて、残高の純額決済が非常に多く用いられているため、未払額と未収額をIFRS第17号の範囲から除外し、代わりにそれらをIFRS第9号の範囲に含めるようなIFRS第17号の要求事項の修正が要求されていると指摘していた。
- 利害関係者は、IFRS第9号の適用に伴い比較情報の再表示を選択した企業に対し、既に認識が中止されている項目へのIFRS第9号の適用を認められるように（現行のIFRS第9号の経過措置では認められていない）、IFRS第9号の修正を要求していた。あるIASBメンバーは、IFRS第9号の経過措置に関する審議において、この要求事項は救済措置として導入されたと指摘した。IFRS第9号を採用した企業の一部は、以前も同様の懸念を表明していたが、IASBは最終的にこの要求事項の維持に合意した。

年次改善

11. 年次改善は、基準または解釈への狭い範囲または軽微な修正と定義される。IASBは、IFRS第17号に関する年次改善は、他の修正と同じ公開草案によってコメント募集のために公表されると述べた。

12. すべてのIASBのメンバーは、今回の会議で提案された7つの年次改善案に合意した。2018年6月に合意された年次改善案を含む、年次改善案の概要は、本資料の末尾に記載している。IASBでは、2018年6月の年次改善について議論が行われた際、変動手数料アプローチの契約対象期間の定義に、投資関連業務を行う期間を含めるように修正する提案が合意された。この年次改善は、現在、一般モデルを適用する契約における、投資リターン・サービスを伴う契約上のサービス・マージンに関する、全体的な修正に含まれている。

13. 多くのIASBメンバーは、移行リソース・グループからのフィードバックは適切であると指摘し、スタッフは、企業が、開示目的において、保険料の払い戻しと投資要素に関連する金額の分離が要求されるかどうかという、移行リソース・グループが2019年4月に取り上げた懸念の1つは、5月のIASB会議のその他の論点として議論されるであろうと指摘した。

14. IASBメンバーは、主に、前回の移行リソース・グループ会議で移行リソース・グループのメンバーが見解を表明した事項と同じ事項についてコメントを行った。多くのIASBメンバーは、移行リソース・グループからの報告に満足していた。

- 4月の移行リソース・グループ会議では、投資要素の定義を「保険事故が発生しなかった場合でも」ではなく「すべての状況において」返済されると予想される金額に明確化する必要性について、移行リソース・グループのメンバーは様々な意見を表明した。一部のIASBメンバーは、移行リソース・グループの議論を踏まえると、この明確化が必要であり、アジェンダ・ペーパーに記載された根拠を修正に関する結論の根拠に含めるべきであると指摘した。
- あるIASBメンバーは、リスク調整における金融リスクの影響の分解を選択した場合、金融リスクの変化に対して契約上のサービス・マージンを調整すべきではなく、したがって、提案された明確化はIASBの意図と整合的であると述べた。
- あるIASBメンバーは、基礎となる項目の変動に起因する保険契約グループの測定額の変動は、すべての状況において金融リスクに関連する変動として取り扱われるという移行リソース・グループからの説明が有用であることを認識したと述べた。

次のステップ

15. スタッフは、IFRS第17号の年次改善を含む修正に関する公開草案のドラフト作業を開始し、デュー・プロセス監視委員会にコメント期間の短縮を承認するよう要請する予定である。スタッフは、2019年5月のIASB会議で、IASBにコメント期間の設定の要請と、追加のその他の論点を提起する予定である。

16. 以前に提示されたスケジュールは変更されておらず、スタッフは、2019年6月末にIFRS第17号の修正案に関する公開草案を公表する予定である。

修正案と年次改善の概要

IFRS 第17号への修正案の概要

17. 以下の表は、(変動手数料アプローチを適用する契約のカバー期間に関する2018年6月の決定に加えて)2018年10月から2019年3月までの期間にIASBが合意した修正案の要約である。

| 領域 | 会議 | 修正案 |
|---------------|----------|---|
| 範囲 | 2019年2月 | 契約における唯一の保険が契約によって創出された決済の一部または全部の弁済である貸付金に関する、IFRS第17号の範囲からの除外 |
| | 2019年3月 | 重大な保険リスクを移転する貸付金に関するIFRS第9号の経過措置 |
| 範囲 | 2019年3月 | 保険カバーを有するクレジットカード契約であり、価格設定において保険カバーが考慮されていない場合の、IFRS第17号の範囲からの除外 |
| 保険獲得キャッシュ・フロー | 2019年1月 | 契約の境界外である将来の予想される更新に関連する保険獲得キャッシュ・フローについて、資産認識を可能にするための要求事項の修正(および回収可能性の分析を含む関連する修正) |
| | 2019年3月 | 将来の予想される更新に関連する保険獲得キャッシュ・フローの修正案に伴う開示に関する要求事項 |
| 契約上のサービス・マージン | 2018年6月 | 直接連動有配当保険契約のカバー期間に、保険事故に対するカバーまたは投資関連サービスを提供する期間を含むという明確化 |
| | 2019年1月 | 直接連動有配当保険契約以外の保険契約の契約上のサービス・マージンに対する、保険カバーと投資リターン・サービスの両方を考慮して決定したカバー単位に基づく配分の要求(および関連する修正) |
| | 2019年3月 | 契約上のサービス・マージンの償却に関する修正案に伴う開示に関する要求事項 |
| リスク軽減 | 2019年1月 | リスク軽減の例外的直接連動有配当保険契約(金融リスク)に対する保有再保険契約への拡大 |
| 保有再保険契約 | 2019年1月 | 当初認識時に基礎となる不利な保険契約による損失を認識し、当該損失が保有再保険契約によって比例的にカバーされている際に、保有再保険契約による利得の認識の要求(および関連する修正)。 |
| 保険契約の表示 | 2018年12月 | 資産となるポートフォリオと負債となるポートフォリオの分離表示 |
| 発効日 | 2018年11月 | IFRS第17号の発効日を2022年1月1日まで1年間延期 |
| | 2018年11月 | IFRS第9号の一時的免除を2022年1月1日まで延期 |
| 移行 | 2019年2月 | 修正遡及アプローチおよび公正価値アプローチにおける、移行前に取得した発生保険金の分類に関する経過措置の修正 |
| 移行 | 2019年3月 | 変動手数料アプローチにおけるリスク軽減オプションの移行日から将来に向けた適用の許容 |
| 移行 | 2019年3月 | リスク軽減オプションが選択され、特定の規準を充足した場合に、基準の遡及適用が可能であっても、公正価値アプローチによる移行の適用を認める。 |

IFRS 第17号に関する年次改善案の要約

18. 以下の表では、年次改善に分類されたすべての修正を要約している。

| 影響を受ける パラグラフ | 会議 | 年次改善案 |
|---|---------|--|
| IFRS第17号 B96(c) | 2019年4月 | その期に支払われると予想される投資要素と、その期に実際に支払われた投資要素との差異について、貨幣の時間価値と金融リスクに関連する変動の影響は、契約上のサービス・マージンを調整すべきではないという明確化 |
| IFRS第17号 B96項号(d) | 2019年4月 | リスク調整の変動における貨幣の時間価値と金融リスクの影響の分解を選択した場合に、当該変更の影響について契約上のサービス・マージンを調整してはならないという明確化 |
| IFRS第17号 B118項 | 2019年4月 | 保険契約グループにおいて適格規準が充足されなくなった場合にのみ、当該保険契約グループに対するリスク軽減オプションの使用を中止できるという明確化 |
| IFRS第17号 付録A | 2019年4月 | 投資要素の定義を「すべての状況において、保険契約が企業に保険契約者への返済を要求する金額」とする明確化 |
| IFRS第17号 11項 | 2019年4月 | 裁量権付有配当投資契約について、IFRS第17号が適用され、分離すべき別個の投資要素とならないという確認 |
| IFRS第17号 48項および第 50項 | 2019年4月 | 非金融リスクに係るリスク調整の変動のうち将来のサービスに関連する変動も、損失要素を調整するという明確化 |
| IFRS第17号 B128号 | 2019年4月 | 基礎となる項目の変動に起因する保険契約グループの測定の変動は、IFRS第17号の目的上、投資の変動とし、したがって、貨幣の時間価値または金融リスクに関連する仮定による変動として取り扱われるべきであるという明確化 |
| IFRS第17号 27項 | 2018年6月 | 保険契約グループに含まれる保険契約に関連する資産認識された保険獲得キャッシュ・フローには、発行された契約、および、「発行される予定」の契約に関連する保険獲得キャッシュ・フローが含まれるという明確化 |
| IFRS第17号 24項および28 項 | 2018年6月 | 保険契約グループの認識において、「報告期間の末日までに発行された」契約ではなく、認識の規準を各契約に適用し、充足する契約のみを含めるべきであるという明確化 |
| IFRS第17号 104項、B121 項および B124項 | 2018年6月 | IFRS第17号の保険契約調整表および収益分析における、現行の開示に関する文言では認識されておらず、潜在的な二重計上につながる可能性があり、一部の非金融リスクに係るリスク調整が他の要素に含まれる可能性があるという懸念に対する明確化 |
| IFRS第17号 128項、129項 | 2018年6月 | IFRS第17号の感応度分析に関する開示は、純損益と資本が、「リスク・エクスポージャー」の変化ではなく、「リスク変数」の変化によってどのように影響を受けるかを示すべきであるという明確化 |
| IFRS第17号 39項および B93項から B95項 | 2018年6月 | 共通支配下における企業結合は、IFRS第17号の企業結合に関する要求事項の範囲から除外されるという明確化 |
| IFRS第3号64 項N | 2018年6月 | 保険契約の分類に関するIFRS第3号「企業結合」の結果的な修正が、将来に向かって適用されるという明確化（すなわち、IFRS第17号の適用日以降に締結された取引に適用される）。 |
| IFRS第7号7.3 項、IFRS第9 号9.2.1項、 IAS第32号4項 | 2018年6月 | IFRS第17号に定義されているとおり、IFRS第17号の対象となる発行する保険契約と同様に、保有している保険契約も、別段の定めがある場合を除き、金融商品の要求事項(IFRS第7号、IFRS第9号およびIAS第32号)から除外されるという明確化 |
| IFRS第17号 IE104項-105 項 | 2018年6月 | IFRS第17号のIASBによる設例9に、当初認識時における契約に組み込まれている死亡給付保証の時間的価値の見積りが含まれているという明確化。数字は導き出せないが、どのような要素が含まれているかを示す説明が追加される。 |

PwCは、IFRS第17号「保険契約」に関連する、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In transition INT2019-04: IFRS 17 TRG discusses investment components and other implementation questions](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2019-03: The IASB finalises its discussions on IFRS 17 reported concerns and implementation challenges](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2019-02: IASB proposes scope exclusion election for certain loans and transition exception for acquired claim liabilities](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2019-01: IASB agrees to propose certain further amendments to IFRS 17 to better reflect the economics of insurance contracts](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-07: IASB agrees to propose limited changes to balance sheet presentation of insurance contract assets and liabilities](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-06: IASB proposes to amend the effective date of IFRS 17 and extend the temporary exemption of IFRS 9 for insurers](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-05: IASB agrees on criteria for evaluating any potential future amendments to IFRS 17](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-04: TRG debates more IFRS 17 implementation issues](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-03: Amendments to IFRS 17 on the IASB Board agenda](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-02: Insurance TRG addresses unit of account, contract boundary, and coverage unit issues](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-01: Insurance TRG holds its first meeting on IFRS 17](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In brief INT2017-05: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contracts](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In depth INT2017-04: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contract accounting](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [Using Solvency II to implement IFRS 17](#) (原文英語のみ)
- [IFRS 17 – Redefining insurance accounting](#) (原文英語のみ)

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2019 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In Transition

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします